



島根県報

平成28年2月9日（火）

第2,774号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成28年2月定例県議会の招集	(財 政 課)	2
保安林予定森林（2件）	(森 林 整 備 課)	2
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	(建 築 住 宅 課)	3

告 示

島根県告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成28年2月18日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

平成28年2月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第96号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年2月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市上府町ロ222、ロ223-1、ロ251、ロ251-1、ロ702-1からロ702-3まで、ロ703からロ705まで、ロ706-1、ロ910、ロ912、ロ916-1、ロ916-2、ロ917、ロ919、ロ920-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第97号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年2月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

江津市有福温泉町本明1175、1465、1465-3

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第98号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成25年島根県告示第202号）の一部を次のように改正し、平成28年2月9日から施行する。

平成28年2月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表松江市の項中「第213号」を「第114号、第213号」に、

「

東津田	中層耐火構造4階建	昭和58	0.93	を
-----	-----------	------	------	---

」

「

東津田	中層耐火構造4階建	昭和58	0.93 (第2号棟第107号 の住戸にあって は、0.95)	に、
-----	-----------	------	--	----

」

「

羽入	中層耐火構造4階建	昭和54	0.794	を
		昭和55		

」

「

羽入	中層耐火構造4階建	昭和54	0.794 (第512号及び第 513号の住戸にあっ ては、0.814)	に改め、表浜田市の項中「第312号」を
		昭和55		

」

「第112号、第312号」に改め、表益田市の項中「第312号」を「第213号及び第312号」に改める。